

## 今月の税

軽自動車税 ..... 第1期  
国民健康保険税(普通徴収) 第1期

納付書での納付は 5月1日(火)まで  
口座振替日は 4月25日(水)です

忘れないよう、早めに準備しましょう。

## 年金

## 国民年金保険料の前納割引制度について

## 保険料の前納制度とは

国民年金には、一定期間の保険料をあらかじめ納付できる仕組みがあります。これを保険料の前納制度といいます。

この保険料の前納制度には、現金払いによる前納と口座振替による前納、さらに口座振替の早割があります。

前納する保険料額は、現金による毎月納付の保険料額から年4分の複利原価で割り引かれた額が、毎年の2月上旬に厚生労働省から告示されることになっています。

## 現金払いの前納

保険料の前納は、原則として、1年または半年間を単位として行うものとされていますが、現金払いの前納の場合には、1年または半年間を単位とせずに任意の月からその年度末の3ヶ月までの保険料を前納することもできます。

なお、保険料の一部免除を受けている人も、保険料を前納することができます。この場合は、免除されていない保険料、たとえば4分の1免除であれば、免除を受けない4分の3の保険料について、1年分、6ヶ月分、任意の月分から年度末までの分を前納することになります。

平成24年度分の1年間の保険料を現金払い毎月納付すると、14,980円×12月=179,760円になりますが、これを現金払い1年度分前納すると3,190円の割引となり、179,760円-3,190円=176,570円となります。

また、6ヶ月分の保険料を現金払い前納すると730円の割引となり、1年度分の保険料を現金払い6ヶ月分ずつ前納すると、179,760円-730円×2=358,060円となります。

このように、保険料の前納制度を利用すると、有利な割引を受けることができます。

## 南三陸町ホームページ

パソコン用 <http://www.town.minamisanriku.miyagi.jp/>  
携帯電話用 <http://www.town.minamisanriku.miyagi.jp/m/>



## 南三陸町メール配信サービス登録ページ

パソコン用 [http://minamisanriku.todoku.jp/p/member\\_register.php](http://minamisanriku.todoku.jp/p/member_register.php)  
携帯電話用 ml@minamisanriku.todoku.jp 空メールを送信してください。



現金払いによる保険料の前納のうち、1年前納および4月から9月分の6か月前納の申込みの締切日は、4月1日から5月1日となっています。

## 口座振替による前納

口座振替による保険料の前納には、1年または半年間を単位として行うものがあります。

口座振替で1年度分の保険料を前納すると現金払いでの前納の場合よりもさらに割り引きされ、年間で3,770円の割り引きとなります。また、6ヶ月分の保険料を口座振替で前納した場合の年間割引額は1,020円×2=2,040円となります。

ただし、口座振替による保険料の前納のうち1年前納および4月から9月分の6ヶ月前納の申込みの締切日は、2月末日までとなっていますので、注意が必要です。

## 口座振替の早割

保険料の前納には、現金払いによる前納と口座振替による前納のほかに、口座振替の早割があります。

通常の口座振替の場合には、毎月の保険料は翌月末に引落しになりますが、口座振替の早割の場合には、毎月の保険料が納付期限より1か月早く口座振替され、毎月の保険料が当月中に引落しされます。

## 口座振替の早割

年間で600円、月額で50円の割引となります。

口座振替の早割は、随時受け付けています。なお、従来から口座振替で毎月納付している場合でも、この口座振替の早割制度に変更するためには、改めて申し込みが必要となります。

## 前納保険料の還付

保険料を前納した期間については、その前納した月が経過するごとに、それぞれの月分の保険料が納付されたものとみなされ、その月は保険料納付済期間として扱われることになります。

また、保険料を前納した期間が経過しないうちに被保険者の資格を喪失した場合や第1号被保険者が第2号被保険者または第3号被保険者になった場合には、

その未経過分の期間の前納された保険料は還付されます。

なお、保険料の前納額の告示では、年度の途中で資格喪失する人についても、それぞれの資格喪失月に応じた前納額が示されています。

## 年金事務所からのお知らせ

## 【休日年金相談】

◇相談日 4月14(土)

◇時間 午前9時30分から午後4時

◇場所 石巻年金事務所

## 【出張年金相談】

◇相談日 毎週水曜日

◇時間 午前9時15分から午後3時

◇場所 気仙沼市民会館

◇問 石巻年金事務所 ☎0225-22-5119

町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373

歌津総合支所町民福祉課 ☎36-3921

## お知らせ

## 県税とパスポート窓口開設

宮城県気仙沼地方振興事務所南三陸支所では、4月2日(月)から南三陸町役場内で出張窓口を開設いたします。

◇開設日 每週月曜日、木曜日

午前10時から午後4時

※上記以外(祝日、年末年始を除く。)

は、気仙沼合同庁舎窓口または、本吉分庁舎窓口をご利用ください。

## ◇主要業務

・県税窓口

自動車税に関する事項(被災車両の代替自動車非課税申請や車検用の納税証明)、免税軽油に関する事項(免税証の交付には数日がかかります)、県税の納付等

・パスポート窓口

パスポートの発行や相談、海外渡航に関する情報提供等

◇問 南三陸支所総務班 ☎29-6045



## ハローワーク気仙沼からのお知らせ

## 【無料職業相談会】

ハローワーク気仙沼では、無料の出張職業相談会を実施しています。4月の予定は次のとおりです。なお、開催は平日のみとなっています。

## ◇場所・日時

- ・南三陸町社会福祉協議会(平成の森)  
毎週月曜日 午前10時30分から12時  
(4月30日を除く)

- ・ペイサイドアリーナ  
毎週火曜日、木曜日 午前11時から午後3時

## ◇相談会の内容

- ・新規求職者登録
- ・求人票の閲覧
- ・職業相談
- ・紹介状の発行

※雇用保険受給者の方で相談会に参加される方は、求職活動の実績になりますので、雇用保険受給資格者証をお持ちください。

※求職者支援制度がスタートしました。雇用保険を受給できない求職者が職業訓練によるスキルアップを通じて、早期就職を目指すための制度です。ハローワークは、無料訓練の受講や一定の要件を満たす人に対する職業訓練の給付金の支給など、きめ細やかな支援を行っています。

◇問 ハローワーク気仙沼 ☎41-6720

## 相談

## 司法書士による無料法律相談

宮城県司法書士会では、「南三陸司法書士相談センター」として南三陸町に相談会場を設け、無料法律相談を開催しています。気軽にご相談ください。

## ◇相談日・時間

毎週月曜日から土曜日(祝日は休み)  
午後1時30分から4時30分まで

◇場所 南三陸司法書士相談センター  
南三陸町志津川字沼田160番1

◇面接予約電話番号 ☎46-4051

※予約の方を優先します。

◇問 宮城県司法書士会

☎022-263-6755

◇問 東部保健福祉事務所母子・障害班  
☎0225-95-1431

## 求職・求人相談

専門の相談員が、就職や雇用に関する相談に応じます。気軽にご相談ください。

## ◇相談日

毎週月・水・金曜日(4月30日を除く)

◇時間 午前9時から午後4時まで

◇場所 職業紹介センター(役場庁舎内)

◇問 職業紹介センター  
☎29-6215

## 消費生活相談

専門の相談員が、消費者トラブルに関する相談に応じ、適切な助言を行います。気軽にご相談ください。

## ◇相談日 毎週火・木曜日

◇時間 午前9時から午後3時

◇場所 職業紹介センター(役場庁舎内)

◇問 消費生活相談所  
☎29-6215



## 平成24年度 春季ポリオ予防接種日程

ポリオ予防接種を行います。予診票と母子手帳をお持ちの上、最寄りの会場にお越しください。

日時・受付時間	対象者	会場
4月20日(金) 午後1時から1時30分	志津川地区 ・平成22年7月から平成23年12月生まれ ・7歳半までの未接種者	志津川保健センター
4月27日(金) 午後1時から1時30分	歌津地区 ・平成22年7月から平成23年12月生まれ ・7歳半までの未接種者	平成の森 (体験交流室)

## ◇連絡事項

- ・予診票をお持ちでない方は、当日会場でお渡しします。
- ・南三陸町に住所があり町外に住んでいる方も対象になります。
- ・下痢の症状がひどいときは、ワクチンの効果が低下します。なるべく体調の良いときに接種を受けてください。

問い合わせ 保健福祉課健康増進係 ☎46-5113